

令和4年度
県産食材マッチング交流事業委託業務

業務仕様書

令和4年4月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和4年度県産食材マッチング交流事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

生産者と実需者の取引拡大を推進するため、生産者と実需者の交流会を開催し、マッチングの機会の創出や県産食材の認知度向上につなげ、生産者と実需者のネットワークの構築を図る。

(2) 業務概要

- ア 業務名 令和4年度県産食材マッチング交流事業委託業務
イ 委託期間 委託契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

(3) 委託内容

ア 交流会の実施

(ア) 日程 令和4年9月～11月、午後3時間程度（予定）

(イ) 場所 盛岡市内のホテル・イベント会場等

(ウ) 対象食材

岩手県産の野菜・果物（生鮮物または一次加工品）

※品種や栽培方法（有機栽培等）、味などで特徴のある商品

(エ) 参集者（100名程度）

- ・出展者：生産者、農業生産法人、JA等 30ブース程度
- ・参加者：加工事業者、飲食店、関係機関等

(オ) 内容

- ・生産者による食材のブース展示及びPR（例：自己PRタイム設定等）
- ・実需者とのマッチング、交流、情報交換等

イ 業務内容

(ア) 会場の手配

- ・会場を選定し、実施に係る連絡調整を行うこと。
- ・100名程度の集客が見込める会場を選定すること。

(イ) イベントの企画コーディネート及び取りまとめ

- ・生産者と実需者が情報交換し、マッチングが図られること。
- ・ブース出展者や参加者のとりまとめ、連絡調整等を行うこと。

(ウ) チラシの作成、発送

- ・イベントを周知するチラシを制作すること。
- ・チラシはA4版、500部、カラー印刷とすること。
- ・県が指定する宛先へ発送すること（県内100カ所程度）。

(エ) 生産者の商品PR資料作成支援

- ・商品PR資料等の作成を支援すること。
- ・イベント当日の展示等を補助すること。
- ・商品PR資料のデータを県に納品すること。

(オ) 当日の進行管理補助

- ・運営マニュアルを作成すること。
- ・イベント実施当日に進行管理を補助すること。
- (カ) 感染症対策の実施
 - ・会場の感染症対策を徹底すること。
- (キ) メディアプロモーション
 - ・メディアプロモーション資料等を発送・配信すること。
 - ・取材要請及び掲載交渉等のメディアコンタクト活動を行うこと。
- (ク) マッチング等の結果とりまとめ
 - ・当日の出展者及び参加者のアンケート結果をとりまとめること。
 - ・会期1カ月後及び3カ月後に出展者に商談成立数のヒアリングを実施し、結果をとりまとめること。

(4) 事業実績報告

ア 報告書作成

上記(3)の内容に係る実施経緯及び結果をまとめた報告書を作成すること。

イ 報告書の納品

上記(4)アの報告書の納品については、書面及び電子データ (Microsoft Word又はPowerPoint形式) で提出すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

3 その他留意事項

- (1) 契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。
- (2) 本事業の執行に当たっては、随時、県と協議を行うこと。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。